

## 家畜の健康観察をしましょう

**15** 家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。**

また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷・移動を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないようにしましょう。

※特定症状（次ページ参照）とは法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいいます。（現在のところ、口蹄疫に関する特定症状が定められています。）

**16** 特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）で家畜の死亡率の急激な上昇や同様の症状を呈する家畜が増加した場合には、直ちに獣医師の診療を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷・移動を行わないようにしましょう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。

また、特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めましょう。

※特定症状以外の異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除きます。

**17** 毎日、飼養家畜の健康観察をしましょう。

**18** 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入しましょう。

導入家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしましょう。

**19** 家畜を出荷・移動する場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認しましょう。また、家畜の死体や排せつ物を移動させる場合には、周辺を汚さないようにしましょう。

Q

特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A

検査の結果が判明するまでの間、不要不急の外出は避けてください。やむを得ない場合には、最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、消毒措置などについての指示に従ってください。

Q

特定症状以外の異状とは具体的にはどのようなもののでしょうか？

A

発熱、下痢、発咳等の呼吸器症状等が想定されます。

Q

小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入家畜と他の家畜とを隔離しておくことは不可能ではないのでしょうか？

A

完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q

市場で購入する場合など、導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいのでしょうか？

A

導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入畜の健康状態の事前確認等によって健康な家畜を導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の家畜との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

Q

家畜の死体や排せつ物を移動（輸送）させる場合に、周辺を汚さないようにするためには、例えばどのようにすればよいのでしょうか。

A

周辺を汚さないために、移動（輸送）に際してトラックの荷台をシートで覆う、荷台のあおりより低く積む、液状物は専用車両で運搬するなど、荷台から落ちないようにしましょう。

## 口蹄疫に関する特定症状

次に掲げる 1～3 のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	
症状	<p>1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、</p> <p>1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、</p> <p>1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合</p> <p>※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合。</p>
	<p>2 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p>
	<p>3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。</p>

※「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいい、「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。

※改正された家畜伝染病予防法では、口蹄疫、牛疫、牛肺疫等の悪性伝染病については、殺処分の際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

特定症状の例



泡沫性流涎（黒毛和種）



泡沫性流涎（黒毛和種）



舌の水疱（ホルスタイン種）



歯床部粘膜のびらん（黒毛和種）



歯床部粘膜のびらん（黒毛和種）



口唇部のびらん（黒毛和種）





歯床板（口蓋）のびらん（黒毛和種）



舌のびらん（黒毛和種）



乳頭の水疱（ホルスタイン種）



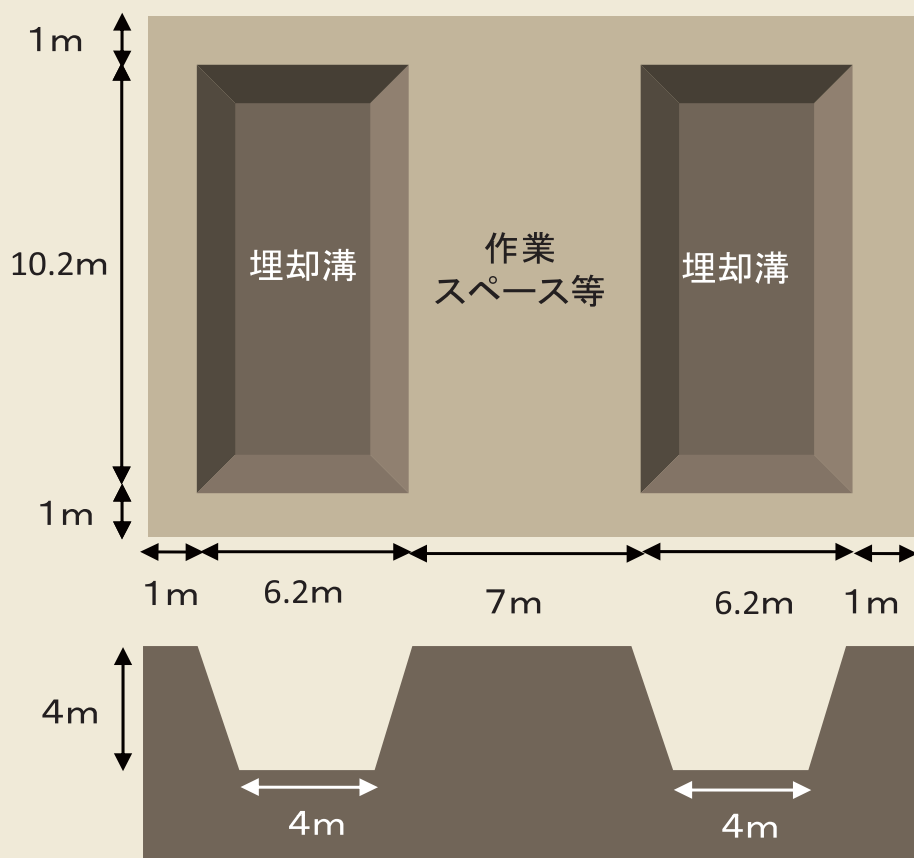
乳頭の水疱（黒毛和種）

## 埋却等の準備をしておきましょう

20

埋却の用に供する土地の確保（標準的には成牛1頭あたりおおむね5㎡）  
又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じておきましょう。

牛の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



○埋却可能頭数の計算例(牛)

埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$  (周囲1.1mは法面)

成牛1頭あたり必要な底面の面積 $1.33\text{m}^2/\text{頭}$

当該埋却地に埋却可能頭数 $64\text{m}^2 \div 1.33\text{m}^2/\text{頭} \approx \mathbf{48\text{頭}}$

(1頭あたり必要な埋却地 $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 48\text{頭} \approx 5.4\text{m}^2$ )

- (注) ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。  
② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。  
③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

Q

確保する埋却地は、成牛1頭当たり5㎡ないとダメなのですか？

A

埋却地の広さについては、標準的な目安として、成牛1頭当たりの基準を示していますが、埋却溝が何本分取れるか、作業に必要なスペースがどの程度必要かなどによって変わり得ることから、詳細は、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要がありますか？

A

試掘により使用可能であるかを確認しておくことは望ましいですが、義務付けまではしておりません。なお、下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があるので、埋却地を選定する際の参考にしてください。詳細は、家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

埋却地があらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか？

A

規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保、焼却、あるいはレンダリング処理いずれかの準備を行っていただく必要があります。

Q

移動式レンダリング車の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか？

A

都道府県が作成する地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車による処理をその処理能力を適切に見込んで、組み込むことは可能です。

Q

住宅地に隣接する牧場において、地域住民の承諾がスムーズに得られない場合は、どうするのか？

A

地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応が必要になるため、生産者の方だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

# 感染ルート等の早期特定のための記録を作成し、保存しておきましょう

21

次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。

- ①衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要）  
※過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては、1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を追記。
- ②家畜の所有者等が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国名
- ③導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ④出荷・移動した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び出荷・移動日
- ⑤飼養家畜の異状の有無。異状があつた場合には、症状、頭数及び月齢

## 記録の作成・保存に関する

# Q&A

Q

記録は農家が自らが記入しなければならないのですか？

A

人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえるよう、張り紙などをおきましょう。

Q

記録すべき症状とはどのようなものですか？

A

餌喰いが悪い、元気がない、ボーッとしているなどの状態があれば記入しておいてください。



## 農場出入りチェック表（牛用）

1	日 時	平成 年 月 日		午前・午後		時	分		
	氏 名					目 的			
	所 属	家保	飼料	集乳	獣医師	授精師	削蹄師	行政(県・市・町)	その他( )
	石灰消毒	実 施			未実施				
	車両消毒	実 施			未実施				
	踏込消毒槽	実 施			未実施				

## 家畜の導入及び出荷、健康観察チェック表

1	日 時	平成 年 月 日		午前・午後		時	分
	海外渡航歴	渡航者( )		渡航先( )		渡航期間( )	
	導 入	種類( )	頭数( )	健康状態( )	導入元( )	導入日( )	
	出 荷	種類( )	頭数( )	健康状態( )	出荷先( )	出荷日( )	
	異状の有無				症状等		

## 大規模農場における追加措置

- 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- 通報ルールを作成しておきましょう

22

牛（成牛）及び水牛では200頭以上、牛（育成牛）、鹿、めん羊及び山羊では3,000頭以上の所有者（以下「牛等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けるようにしましょう。

23

牛等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者及び管理者の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

# 飼養衛生管理基準 チェックシート

## (牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合)

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。

1 家畜防疫に関する最新情報の把握等 (発生予防やまん延防止に関する情報の入手等)		チェック欄
	<p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> <p>(例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。          ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。          ・家畜衛生に関する講習会(研修会)に参加している。</p>	□
2 衛生管理区域 (農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。) の設定		
①	衛生管理区域を設定している。	□
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	□
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	□
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	□
③	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
④	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く)。	□
⑤	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	□
⑥	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑦	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	□
4 野生動物等からの病原体の侵入防止		
①	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	□
②	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	□
③	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	□
5 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	□
②	家畜の体液(生乳を除く。)が付着する物品(注射針、人工授精用器具等)を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	□
③	畜房又はハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	□
④	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	□

## 6 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

①	家畜に特定症状 <sup>(※)</sup> を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
②	家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
③	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
④	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
⑥	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦	家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

## 7 埋却等の準備

①	埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

## 8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
②	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
③	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
④	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

## 9 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
②	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

その他 飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※特定症状(対象とする家畜伝染病:口蹄疫)

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること)。

②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。







